

(6) 避難所外の避難者の掌握

災害時において家屋の崩壊又は地震(余震)等により、一時的な車による避難場所を確保する。特別危険地域及び警戒地域外であり、また指定避難所と救援のための連携が、図れる場所を「指定車中泊専用避難所」として、一時的に避難をする場所として「一時避難駐車場所」を指定する。

※ 別紙第4「災害時車中泊場所及び一時避難駐車場所」による。

(7) 避難者の把握

車中泊場所及び自宅等の在宅避難者の把握のため、消防団、自主防災組織及び防災士等は、該当地区の在宅避難者等の把握に努めるものとする。

また、必要により救援物資の配布等に努めるものとする。

6 災害時の食支援活動体制の確保

町は、災害時において被災者の食支援活動を迅速かつ効果的に行うため、熊本県災害時ほけん活動マニュアル及び災害時栄養管理ガイドラインとの整合を図り、支援体制及び受援体制を明示し、あらゆる災害において対応できるように実施する。

この際、自助・共助・公助のあり方を踏まえ、町民の食の自立の促進を図るとともに、災害時における関係機関や団体と連携して被災者支援を実施し、ボランティア団体及びNPO等との支援体制の調整を行い、食支援体制を確保する。

(1) 発災時の活動体制

避難所では、年齢や健康状態の様々な方々が過密で精衛環境や療養環境が不十分な中で生活する可能性が高い。そのため、一度感染症が発生すれば重症化、まん延の恐れがあり、初期の判断での迅速な対応が重要となる。

(2) 関係機関が連携したまん延防止対策の流れ

ア 目 的

感染患者の重篤化避難所案内でのまん延防止対策を図るために、関係者間で連携して迅速・的確な対応をする。

イ 実施方法

(ア) 支援者または避難所管理者が避難所において感染症(疑い)患者を探知した場合は、速やかにお互いに情報共有する。

(イ) 避難所管理者は、町は健康ほけん課を経由して直ちに保健所に報告する。

(ウ) 保健所は対応方針を決定し、速やかに県庁健康危機管理課へ報告する。

(エ) 支援者は、保健所が到着するまで、可能な範囲でまん延防止対策を行う。

(オ) 保健所は支援者や避難所管理者に対して、類似症状の者を発見した場合には、速やかに報告するよう依頼する。

(カ) 保健所は、地域災害医療対策委員会議で発生状況及び対策状況等を報告し、関係者へ注意喚起を行う。

(3) 平常時の取組み

ア 非常時からの災害を想定した事前準備や訓練が重要である。そのためには、食支援活動に関係する基礎情報の収集や町内の連携体制づくりを行う。

イ 災害時に自助・共助・公助が適切に機能するためにも、住民への自助意識を高めるとともに、共助における地域の自主防災組織の活性化等の働きかけを実施する。

(4) 避難所における食の運用

ア 人材確保・情報伝達・連携体制等の整備

(ア) 情報伝達を円滑に行うための緊急連絡網の整備

- (イ) 緊急時の対応マニュアルを整備し人材の確保を図る。
- (ウ) 災害時に栄養・食生活の支援が得られる関係機関や食料等提供企業をリスト化し情報提供や支援体制を図る。

(エ) 食料支援協定、人的支援協定、水・ガス・電気等の供給に関する要請先の把握・自治会・ボランティア等地域組織との協力・連携を図る。

イ 災害時の避難所における栄養・食事のあり方

- (ア) 水分をこまめに、食事をしっかりととる。
- (イ) 食事環境を整える。
- (ウ) 支援物資には過不がある。
- (エ) 発給される食品は、栄養等考慮して適切に選んで食べる。
- (オ) 衛生管理を適切に実施するとともに、体調管理のため身体を動かす。

ウ 備蓄対策

町は、食に関して基準備蓄数を設定して備蓄するとともに、消費期限を考慮して有効活用するものとする。また、消費する避難者等が少数の備蓄品、消費期限が短い食品等については、優先順位を付け、備蓄を行う。

その際、備蓄未実施の食料等は、令和5年度までに協定書を締結した企業と調整し、協定書に基づき、下記のとおり依頼を行うものとする。

- (ア) 町が備蓄していない非常食（離乳食・粉ミルク・液体ミルク等）を重視する。
- (イ) 町として備蓄数が少ない物（栄養補助食・乳児用オムツ・高齢者用オムツ等）
- (ウ) 町の備蓄している非常食等が少なくなり、国県の救援物資が時間を要する場合等

エ 災害時の食を守る取り組み

災害時栄養管理ガイドラインを活用した平時の体制整備を推進するとともに、自助・共助への周知し、災害時の食を確保する取り組みを行う。

- (ア) 家庭及び地域における非常食の備蓄を重視する。
- (イ) 防災講話、防災説明会等により、ローリングストックの必要性を説明し、自助・共助による備蓄の促進を図る。
- (ウ) 特定給食施設等における災害時の食時体制強化に向けた支援

7 建設型仮設住宅建設予定場所の選定

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた建設型仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに建設型仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

8 防災対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者が出入りする施設であるため、災害時の避難対策を十分講じておく。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施する。

(1) 実施方法（教育委員会）

ア 教育長は、災害種別程度を速やかに学校長及び園長に通報し、必要な避難措置をとらせる。

イ 学校長は、教育長の指示又は緊急を要するときは、速やかに、児童及び生徒を安全な場所に避難させる。

ウ 児童生徒が管理外にある場合は、教育長は状況を判断し、臨時休校又は休園等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

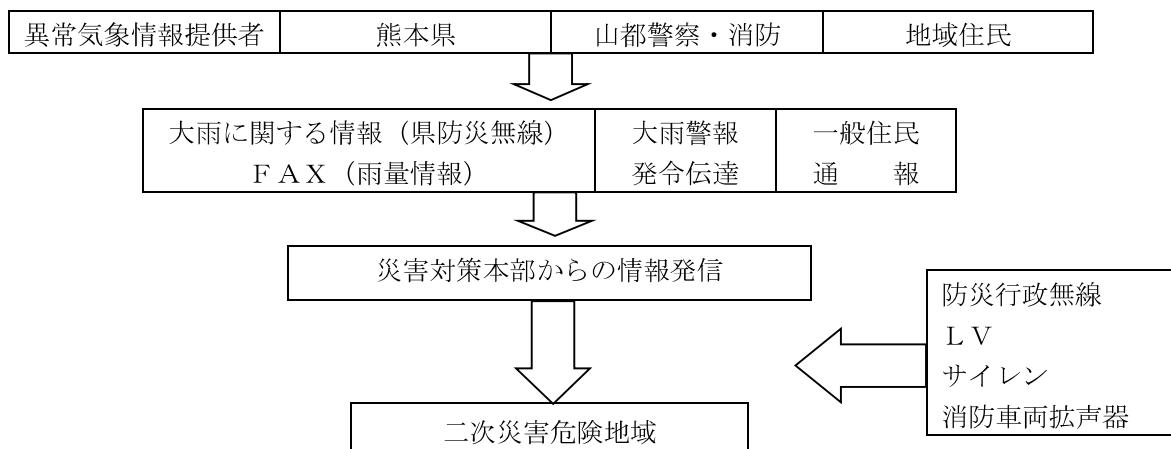
- ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか安全を考慮して速やかに実施する。
- イ 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期、場所等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示する。
- ウ 避難が比較的長期にわたると思われるときは、避難勧告の段階で児童、生徒を誘導して保護者に引渡す。
- エ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先に行う。
- オ 災害の種別、状況等を想定して集団避難の順序及び経路等をあらかじめ定めておく。

(3) 留意事項

- ア 教育長は、各学校への連絡及び通報を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡網を整備しておく。
- イ 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行われるようとする。
 - (ア) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位および避難場所までの誘導責任者
 - (エ) 児童生徒の携行品
 - (オ) 余裕がある場合の書籍備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎及び高層建築の校舎については、特に平素から非常口等を確認し、緊急時に使用できるように整備しておく。
- エ 災害が校内又は付近に発生した場合は、学校長は、速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別程度により児童、生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
 - (ア) 担任教師の誘導を必要とする場合は、町内ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 町内ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険場所（崖崩れ、危険橋、堤防）の通行は避けるよう配慮する。
- カ 児童、生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告・連絡等の方法を保護者、児童生徒に周知徹底する。
- キ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施する。

(4) 避難の方法

最初に、高齢者、障がい者、子ども等の要援護者を優先して、避難誘導を行う。



9 災害時要配慮者個別避難計画の推進

(1) 避難行動要支援者名簿作成

災害対策基本法第49条の10第1項により、町長は山都町に居住する者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならぬ。

また、町は、山都町社会福祉協議会、民生児童委員、山都警察署、上益城消防本部、山都町消防団、各地域の自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援関係者」という。）の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の体制整備に努める。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

居宅において日常生活を営む者のうち、次の区分に該当する者とする。

区分	基 準
要介護者	要介護2～5の者
高齢者	65歳以上の独居老人、70歳以上の夫婦
認知症高齢者	自力で判断又は、意思を伝えることが困難な者。
視覚障がい者	視覚機能が低下し、視覚による情報入手が出来ない者。 (障がい程度1級・2級)
聴覚障がい者	聴覚機能が低下し、聴覚による情報入手が出来ない者。 (障がい程度1級・2級)
肢体不自由者	四肢の機能が低下し、行動に支障をきたす者。 (障がい程度1級・2級)
内部障がい者	心臓・腎臓・呼吸器などに機能障がいがあり、継続的に医療的行為を必要とする者。(障がい程度1級・2級)
知的障がい者	一人では理解や判断が難しい者。(療育手帳A1・A2の所持者)
発達障がい者	自閉症・アスペルガー症候群、その他これに類する脳機能障がいを有し、日常生活又は社会生活に制限を受ける者(児)。
精神障がい者	精神障がいの為、自力で避難する能力に欠ける者。 (精神障がい者保健福祉手帳を所持し、障がい等級1級に該当する者)
難病患者等	人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している者。
外国人	外国人住民
その他	災害時要援護者支援対策会議において、必要と認める要援護者。

(3) 名簿の記載事項

災害対策基本法第49条の10第2項により

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他町長が必要と認める事項

(4) 名簿作成に関する役割分担

名簿作成に当たっては、町が山都町社会福祉協議会、山都町民生児童委員協議会等の協力のもと作成する。

(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

個人情報は、本人からの収集を原則とするが、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項において、避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用でき、必要があるときは、県知事その他の者に対して避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(6) 名簿の更新

町は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(7) 名簿の活用

町は、災害対策基本法第49条の11第2項により、本人の同意を得た上で、又は条例の定めにより、避難支援関係者に名簿を提供することができる。ただし、現に災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の11第3項により、本人の同意の有無に問わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(8) 情報漏えいの防止

町は、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、守秘義務を認識させなければならない。また、提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿の取扱者を限定するよう指導する。

(9) 災害時要支援者の避難行動

ア 町民への理解の促進

イ 避難行動

ウ 自主防災組織の活動

エ 福祉課・社会福祉協議会等の連携

(10) 災害時多言語電話サービスの導入について

ア 外国人住民は、日本語に習熟しておらず必要な情報が伝わらないなどが原因で、災害時における情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい「要配慮者」として位置付けられている。

イ 令和3年度から、外国人住民の方々が避難所を利用する際、市町村職員等との円滑なコミュニケーションを支援するため、県下の避難所で利用できる 災害時多言語電話通訳サービスを導入した。

ウ 災害時多言語電話通訳サービス

- (ア) 外国語対応専用ダイヤル **092-687-5053**
- (イ) 各避難所から直接電話を利用できます。(固定・携帯問わない)
- (ウ) 原則、避難所を運営する市町村職員等に利用していただくもので、上記専用ダイヤルの番号については、外部には公開しないこと。
- (エ) 平時には利用できません。
- ※ 台風接近等に伴い事前に設置する際には、県からお知らせします。
- (オ) 本サービスは通訳のみを行うものであり、コールセンター通訳者による相談対応はできません。相談対応が必要な場合は、熊本県外国人サポートセンターにて対応します。
- ※ 電話番号 (080-4275-4489)
(午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始除く))
- (カ) 避難所カルテの入力
災害時に避難が長期化した場合等には、熊本県防災情報共有システム内の避難所カルテの入力を依頼する場合がある。その際に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める「要配慮者」である「言語サポートが必要な人」の人数は、外国人住民に係る避難所支援を検討する際に、非常に重要な基礎情報となるため、確実な把握と入力を行う。
- ※ 災害時多言語電話通訳サービスの実施に当り、担当課と協議して推進していく。

第11節 災害救助法の適用に関する事項

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助の実施機関

救助は、もとより国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されており、熊本県においては、次の救助について町長に委任している。

〔災害救助法第23条〕

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しのその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 災害にかかった者の救助
- (5) 学用品の給与
- (6) 埋葬
- (7) 障害物の除去
- (8) 応急仮設住宅の設置
- (9) 被服、寝具その他生活必需用品の給与又は貸与
- (10) 医療
- (11) 助産
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理

2 災害救助法の適用

町内 の 区域 内 の 人 口	1号	2号
5, 000人未満	30世帯	15世帯
5, 000人以上	40	20
15, 000人以上	50	25
30, 000人以上	60	30
50, 000人以上	80	40
100, 000人以上	100	50
300, 000人以上	150	75

- (1) 市町村の人口に応じ住家が減失した世帯以上に達したとき。
- (2) 県の区域内の住家が減失した世帯数が1, 500世帯以上の場合であって、市町村の区域内の住家が減失した世帯数が2号欄の世帯数以上に達したとき

第12節 人命救助に関する事項

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助し、その者の保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 救助は、原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施する。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者及び災害の現場にある者は、救出を実施し、又は町長等に協力する。
- (3) その他救助法を適用した場合は、救助法に基づく「救出要領」による。

2 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者又は生命があるかどうか明らかでない者

3 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、町長は、直ちに関係機関に連絡をとり、各関係機関及び消防団員を動員して、速やかに救出作業を実施する。必要により、職員の一部を誘導等のため派遣する場合がある。

第13節 死体搜索及び収容埋葬に関する事項

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行う。

1 実施機関

死体の搜索及び処理等は、町長が警察機関、消防機関の協力を得て行うものとする。

ただし、救助法を適用した場合は、第3章第12節災害救助法等の適用計画内の災害救助の種類によるものとする。

2 遺体安置場所及び検視場所

災害により多数の死体発生した場合、医療機関等の検視施設及び公共機関の検視場所や遺体安置場所として下記の場所を指定する。

浜町体育館、清和体育館及び馬見原体育館とする。

※ 浜町体育館は、救援物資集積場所の中央体育館の予備となっていることから、中央体育館が使用困難な場合は、救援物資集積場としての使用を優先する。また、浜町体育館が救援物資集積場所として使用する場合は、清和体育館及び馬見原体育館の2カ所に集約するものとする。

第14節 医療助産計画

1 目的

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療ならびに助産の方途を失ったような場合、応急的に医療助産を適切に行い、被災地住民の保護を図るものとする。

2 実施機関

- (1) 災害時における医療及び助産は、町長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長がこれを行うものとする。
- (3) 本町の医療機関は、次のとおりである。

医療機関名	住 所	電話番号
医療法人 杏章会 矢部広域病院	山都町下馬尾204	72-1121
医療法人 幸翔会 瀬戸病院	山都町北中島2806	75-0111
医療社団法人 志楽会 坂本クリニック	山都町下市39-1	72-0210
医療社団法人 皆晴会 野田医院	山都町浜町267	72-0307
医療法人 潤幸会 伴病院	山都町浜町167	72-0029
医療法人 高田会 高田整形外科クリニック	山都町城平842	72-1007
医療法人社団 緑水会 山 口 医 院	山都町菅尾498	83-0506

※ 防災無線・LV・防災講話等により町民への周知を図る。

- (4) 町における県指定の災害拠点病院は次のとおりである。

医療機関名	住 所	電話番号
医療法人 杏章会 <u>矢部広域病院</u>	山都町下馬尾 204	72-1121

災害拠点病院は県と連携をとり、24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受け入れ及び搬送を行う。

- (5) 別紙第7「ヘリ離発着陸場一覧」による。

3 救護体制の整備

災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護班を編成しておくものとする。

4 救護活動

- (1) 町長は、災害の状況に即応し、医療救護班により救護活動を行う。本町だけで対応できないときは、他町村に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。
- (2) 町長は、被害地の状況に応じ、適当な施設又は天幕等により救護所を設置する。

5 災害救助法による医療助産

第3章第12節災害救助法の適用計画中、災害救助の種類及び実施方法による。

6 費用の負担

- (1) 医療助産に要した費用については、町負担とする。
- (2) 災害救助法が適用された医療助産については、県の負担とする。

7 損害補償

町民は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において当該業務に従事した者がそのため死亡、又は負傷し、若しくは疾病、あるいは廃疾となったときは、町の条例で定めるところにより補償するものとする。

第15節 救援物資等備蓄運用計画

1 目的

町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料等の供給を円滑に実施するものとする。

2 実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食料等の供給は、町が実施するものとする。町のみでは、実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

3 備蓄品の優先

命を守るため、主食・飲料水の備蓄を優先し、生活衛生資材（トイレ、凝固剤等）の備蓄に努める。また、感染症対策のため、（避難所間仕切り、野外用テント、その他、衛生用品等）の備蓄に着意する。

4 備蓄

(1) 備蓄場所

備蓄場所は、湿気、換気、小動物等の侵入を避け、直射日光等、衛生管理を徹底するとともに、備蓄等の搬出・納入が容易にできる場所の選定に着意する。

現在、町の指定備蓄場所として旧御岳小学校、矢部保健福祉センター千寿苑、清和支所、蘇陽支所とする。

また、災害時に孤立の恐れが高い地域に対して簡易備蓄倉庫を設置し、災害時の対応を容易に行う。簡易備蓄倉庫の設置場所は、令和3年度に旧白糸第3小学校・旧白糸第2小学校・旧木原谷小学校・西緑川多目的集会場・東緑川清流館・下矢部西部改善センターの7カ所に設置するとともに、**令和4年度に、島木改善センター及び橘地区交流館に2カ所設置し、合計9カ所の設置を行った。**

併せて、令和4年度より、補助金の活用による自主防災組織自ら、簡易備蓄倉庫の設置を促進し、令和6年3月31日現在までに、補助金による地区簡易備蓄倉庫6カ所の設置を行った。

令和7年度においても、簡易備蓄倉庫の地区設置を推進する。

(2) 食料の確保

主食・飲料水を主体に、その他の備蓄食用品等を逐次確保する。

- ア 食料については、7年保存食・10年保存水を基準
- イ ビスケット・クッキー
- ウ 粉ミルク
- エ 高齢者、乳幼児などに配慮した食品
- オ その他必要と認められる食料等

(3) 米穀の調達・供給

ア 応急調達

調達に当たっては、農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、農林水産省を通じて米穀販売事業者から調達するものとする。

災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

イ 応急供給

町は、米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請するものとする。

(4) 備蓄物資の管理

ア 現在、町として備蓄している水・食料品等の適正数を確保する。このため、年度ごとの定数を追加して適切に管理するとともに、賞味期限（7年間から10年間の長期保存可能）を踏まえた効果的・率効的な使用を計画するものとする。

イ 災害時担当部署は、平常時において備蓄している食料・飲料水の種類・量・保管場所を定期的に把握し、災害時の不測事態に備えるものとする。

ウ 備蓄に関する管理について

(ア) 平常時の場合

a 備蓄食料品を有効活用するため、自主防災組織・学校等の防災訓練及び各種イベント等に**有効活用して**防災意識の高揚を図る。

なお、使用の際は、賞味期限等を考慮し、配布するものとする。

(消費期限2年以内のものから、在庫等を考慮して配布するものとする。)

c 平時における備蓄の調達・使用・管理場所等の備蓄品の管理全般については、危機管理対策班（総務課 防災係）が実施するものとする。

d　備蓄物資の調達・運用管理

参考資料：「山都町備蓄運用計画」による。

(イ) 非常時の（災害等）場合

- a　災害発生した場合、備蓄食糧の全般管理、備蓄品の輸送・配布に関する事項は、物資輸送・商工観光部の救援物資班（山の都創造課）が実施する。

その際、平常時において適宜、総務課防災係と連携を図り、現状を掌握するとともに、災害時における不測事態に備える。

- b　災害時において救援物資及び備蓄物資を各避難所までの輸送方法、供給方法等をマニュアル化し、効果的なするものとする。

第16節 給水に関する事項

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は、災害救助法その他により町長が行う。本町限りで処理不可能の場合は、近隣町村、県及び国、その他の機関の応援を求めて飲料水の供給を要請する。
- (2) 救助法が適用されたときは、知事が飲料水の供給を行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長がこれを行う。

2 給水方法

- (1) 隣接水道又は、近郷水道から給水車（水槽付自動車）、或いは給水槽、桶等を用いて搬水し、消毒のうえ、緊急給水を実施するものとする。

(2) ろ水器による給水

第3節「自衛隊派遣要請計画」により、給水のための災害派遣を自衛隊に要請するとともに、自衛隊の浄水車を活用しての湖、沼水、河川水等をろ過し、消毒のうえ給水を行う等の処置をするものとする。

第17節 衣料生活必需品等物資供給計画

1 目的

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難な被災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における生活の安定を図る。

2 方針

町は、住民の備蓄を補完するため、備蓄物資の整備・充実に努めるものとし、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。

また、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策職員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとし、備蓄物資が不足する場合に備えて、県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

3 実施機関

- (1) 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施するものとする。
- (2) 町限りで処理できない場合は、隣接町村、県、その他の関係機関の応援を求めて実施する

ものとする。

4 救助法に基づく措置

第3章第12節災害救助法等の適用計画内、災害救助の種類および実施の方法による。

5 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画の樹立

福祉衛生対策部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与するものとする。

(2) 物資の調達

物資の調達については、福祉衛生対策部において行うが、町内で調達困難な場合は、隣接市町村、県及び関係機関に依頼し、調達するものとする。

(3) 救助物資の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、山都町営中央体育館とする。

※ 町営中央体育館が被災し、又は使用が困難な場合には、救援物資集積場所を浜町体育館を予備とする。ただし、使用については、遺体安置場（検視場所）の指定としているため、災害対策本部で協議し、使用の調整・検討を行う。

(4) 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、[救援物資・商工観光対策部](#)が集落ごとに迅速かつ的確に実施する。

6 義援金の保管及び配分

本町に送付された被災者に対する義援金等は、出納対策部で受付け記録したのち保管し、配分方法は被災の実態に応じて行うものとする。

第18節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1 目的

災害のため住家が滅失した被災者に対して住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、被災者の居住安定を図る。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第9節「避難収容計画」の定める避難場所の開設及び収容によるものとする。

2 実施機関

(1) 被災者に対する建設型仮設住宅の建設及び応急修理は、救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助が不可能なときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

(2) 救助法が適用されない災害については、必要に応じ町長が実施するものとするが、町限りで処理できない場合は、隣接市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

(3) 借上型仮設住宅

町は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3 建設型仮設住宅の運営管理

町は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受け入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

4 災害公営住宅の建設および入居

公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、の被害が次の各号の一以上に達した場合に、希望する被災者のために国から補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

(1) 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な自然現象による場合

- ア 災全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- イ 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ウ 滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき

(2) 火災による場合

- ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- イ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

5 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立して遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

(2) 罹災台帳

町は、町災害対策本部等に集約された被害調査結果に基づき、固定資産台帳及び住民基本台帳を活用し、罹災台帳を作成する。

(3) 罹災証明書の発行

- ア 罹災証明書は、罹災者の申請に基づき、罹災台帳と照合し、現地確認などを実施した後、発行する。

- イ 被害状況の確認ができないとき、罹災者からの被害状況の申告により、罹災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。

- ウ 罹災証明書の発行は、原則として1回限りとする。

- エ 罹災証明書の発行は、証明手数料を徴収しない。

(4) 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部所を定めるとともに、担当者的人材育成、他の自治体や民間団体との応援

協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。
併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第19節 交通対策に関する事項

災害時に道路及び橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れのある場合、並びに交通混亂を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

1 実施責任者

町長は、町の管理に属する道路（町道）について、災害における危険箇所を予め調査してその補修対策を講じておくとともに、災害が発生した場合は、土木対策部に於いて被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。

(1) 危険箇所の調査及び報告

ア 土木対策部は、町道について危険箇所を発見したときは速やかにその路線名、箇所拡大の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等を町長に報告する。

イ 町長は、土木対策部より報告を受けたときは、その状況を直ちに上益城地域振興局土木部へ報告すると共に、関係機関の長へ連絡する。

(2) 応急措置

危険が予想される交通施設の箇所及びこれらの施設の応急対策には、国、県の出先機関並びに建設業者に保有機材その他の協力を得て、応急措置の万全を期する。

2 交通規制の措置

道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めたときの交通規制の実施は、道路の管理者又は警察が、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

第20節 緊急物資等の拠点及び輸送に関する事項

災害時における陸・空の緊急輸送体制を確立して応急対策に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関及びにこれに準ずるもの等、又は自衛隊に災害派遣要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保措置

実施機関において所有する車両だけでは輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図る。

(1) 車両等確保

ア 公共的団体の車両等

イ 輸送業の協定書締結業者等（※ヤマト運輸（株）、熊本県トラック協会）

※ 受援計画（様式03）災害時応援協定の運用担当窓口 No.6 No.24 参照

ウ 輸送を業とする者の所有車両等

エ その他（自家用車両等）

- (2) 空中輸送等の確保
第3節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

3 輸送拠点の確保

物流拠点の選定は、山都町役場担当課（山の都創造課）が行う。物流拠点の開設・運営に関して災害物流専門家の要請を行い、助言等の支援を受けることが望ましい。

また、災害物流専門家は、あくまで自治体への助言・支援であり、救援物資等の円滑化のための施策に関する最終的な決定は自治体自ら行う。

- (1) 拠点の開設場所について

町は物流の開設拠点を山都町総合体育館とする。また、その他、浜町体育館、清和体育館、蘇陽支所防災倉庫を必要により選定する。

- (2) 拠点場所における救援物資の保管スペース等について

- ア 搬入経路・搬出経路の確保
- イ 搬入場所と搬出場所の確保
- ウ コンパネやローラ等の有効活用
- エ 機能別にスペースを確保
- オ 物資品目別に配置する。

4 輸送の方法

- (1) 陸路輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の実情から考えて、大半が陸上輸送であり、関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

- (2) 空中輸送

災害時に陸上輸送が困難若しくは不可能な場合又は空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送は、第3節「自衛隊派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

その際、別紙第7「ヘリ場外離着陸場一覧」により自衛隊ヘリ着陸可能な場所の選定に留意する。

第21節 災害ボランティアの連携に関する事項

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携による山都町災害ボランティアセンターを設置する。また、町は山都町災害ボランティアセンターに関する（山都町社会福祉協議会）業務を協定に基づき支援する。

1 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 災害発生時、被災地域において、ボランティア活動が必要と認めた場合は、社協に対して災害ボランティアセンターの設置を要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置は、社会福祉協議会が設定する場所（蘇陽林業者等健康増進施設）として指定する。

2 連携及び協力

- (1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、役場福祉課と相互に連携して行う。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営に関して人員不足により運営が困難な場合、町は人員の派遣

を検討する。（受援計画により受け入れた他自治体等の職員の派遣を検討する。）

- (3) ボランティア活動等に関して救援物資の提供を考慮するものとする。

第22節 災害ゴミの処理に関する事項

災害時における廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、町長が実施する。
- (2) 被災の程度等により、本町で処理不能の場合は、保健所に連絡し、近隣町村あるいは県の応援を求めて実施するものとする。

2 廃棄物の収集及び処分の方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状若しくは液状のものをいうものであり、災害時においては、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準の規定にしたがって下記の方法によって町長が実施する。

(1) 方 法

ア ごみの収集及び処分の方法

- (ア) 防疫上、食物の残廃物を優先的に収集するものとする。
- (イ) 処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立て、露天、焼却等の環境衛生上支障のない方法により行うものとする。

イ し尿の収集及び処分の方法

し尿の収集は、汲み取り業者等の応援によるものとする。また処分は、し尿処理施設で処理することを原則とする。

(2) その他

町として災害廃棄物及びし尿処理に必要な人員、機材等の確保につとめ、処理能力を超える発生量が見込まれる場合には、隣接市町村への応援要請を行う。

第23節 防疫に関する事項

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な防疫対策を実施し、被災住民の生活安定を図るものとする。

1 実施責任

町長は、知事の指示に従って、災害のための防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫組織及び実施方法

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者及び保菌者の早期発見に努めるとともに、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒及びその他必要な予防措置等を講ずるための防疫組織及び実施の方法は、次により行うものとする。

(1) 感染症予防委員の選任

町長は、知事の指示に基づき感染症予防委員を選任して、防疫活動に従事させるものとする。

(2) 調査班、防疫班の編成

検疫調査班及び調査対象調査班は、医師、保健師(又は看護師)及び助手をもって編成する。

(3) 実施方法

ア 検病調査

この調査は、緊急度に応じて計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域又は滯水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的かつ段階的に順次行うものとする。

この調査に当っては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て適確な情報の収集と把握に努めるものとする。

イ 健康診断

検病調査の結果必要があると認めるときは、健康診断を受けさせるべきことを勧告するものとする。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条)

第24節 文教対策に関する事項

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法及びその他の法に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

(1) 町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。

(2) 町立小・中学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は、町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会に協力を求めるものとする。

2 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり、災害現場の状況を的確に掌握し、災害の規模に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう次の事項について措置するものとする。

ア 学校施設が罹災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるようにするものとする。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

(2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう教育実施者の確保に努め、町教育委員会は校長及び上益城地域振興局と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

3 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、町長から県教育委員会に速報する。

4 救助法による学用品の支給等

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損した時、これらを直ちに入手することが不可能な状態にある小・中学校の児童、生徒に対しては、県が必要最小限度の学用品を支給する。

第25節 障害物除去に関する事項

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山（がけ）崩れ、浸水等によって道路・河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町において除去が困難な場合又は救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他施設及び敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

2 障害物の除去対象及び除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とするもの。
- イ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とするもの。
- ウ 緊急な応急措置を実施するため除去を必要とするもの。
- エ 公的立場等から除去を必要とするもの。

(2) 障害物除去の方法（道路啓閉等）

- ア 実施責任者は自らの組織、労力及び機械器具を用いて行うか、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- イ アにより実施困難な場合は、第3節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣要請を行う。
- ウ 除去作業の実施に当っては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、じ後において支障の起こらないよう行う。

3 救助法における障害物の除去

賃金職員又は技術者を動員し、次の状態にあるものを除去する。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。

4 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施場所において考慮するものとするが、概ね次の場所に保管又は廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長及び警察署長が次のような場所に保管する。なお町長及び警察署長は、その旨、保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害にならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所とする。

※ 山都町廃棄物集積場については、御岳グラウンド及び清和グラウンドを指定する。
予備として旧中島東部小学校グラウンドとする。

5 障害物の処分方法

町長および警察署長が保管する工作物等の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分の方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損する恐れがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数を要すると保管者において認めたときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法および手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の想定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところによる。

第26節 電力施設応急対策に関する事項

各地に発電所が設置されているため、送電線、変電所も散在し、また配線も渓谷、山野をぬって施設されている。しかし、地形的、気象的特殊条件から電力施設は災害を受けやすい状態にある。本町においても九州電力と緊密な連絡を取り対策に万全を期する。また、再生可能エネルギー制度改正に伴い太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電等あらゆる可能性を考慮し、災害時に避難所、重要施設等の電力の供給を一時的に補うように検討する。この際、山都町の地域的特性を生かした、水力発電による再生可能エネルギーの発電事業を重視する。

第27節 生業及び復旧資金貸与に関する事項

希望する被災者に対して必要な資金を貸付け、速やかに復興を図ることを目的とする生業及び復旧資金貸与計画については、県と緊密な連絡のもとに県防災計画に基づき実施する。

《種別》

- 1 救助法による生業資金
- 2 更正資金
- 3 生活福祉資金
- 4 母子福祉資金

第28節 災害応急融資に関する事項

災害応急融資計画としては、県防災計画に基づき実施するが、融資種別は下記のとおりである。

- 1 中小企業災害応急融資

- 2 農林漁業災害応急融資
- 3 農林漁業金融公庫資金による災害応急融資
- 4 自作農創設維持資

第29節 災害廃棄物処理計画

1 目的

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、非常災害に係る一般廃棄物処置施設の設置の特例に関する条例等の整備に努め、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2 被害状況調査、把握体制

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する体制を整備する。

3 廃棄物の仮置場候補地の選定等

町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋の瓦礫等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定、確保に努めるものとする。

4 災害廃棄物処理の広域応援体制

町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村及び関係団体と相互応援体制の整備に努める。

5 災害廃棄物処理に関する事項

- (1) 町は、被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村及び関係団体へ応援要請を行う。
- (4) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を放置し、交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (5) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (6) 損壊家屋や流失家屋の瓦礫等については、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。

- (7) 町は、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。
- (8) 災害廃棄物処理の細部計画は、別冊第4「山都町災害廃棄物処理計画（平成31年3月）環境水道課作成（令和2年度修正）」による。
- (9) 清和グラウンド及び御岳グラウンドを災害時における災害廃棄物集積場として指定する。
災害の状況により、清和グラウンドのみの使用で可能な場合、御岳グラウンドを部隊活動拠点及び航空機の場外着陸場としての使用する場合がある。

第30節 建築物・宅地等応急対策に関する事項

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1 被災建築物への対応

- (1) 町は、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。
 - ア 適切なマスク装着方法について周知するものとする。
 - イ 解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。
- (2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 被災宅地への対応

町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、県及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるものとする。

第31節 防災拠点施設整備に関する事項

山都町防災拠点施設「山都町運動公園」を大規模災害時の防災拠点として、山都町営中央グラウンドを含む周辺エリアに新規設置を計画するものである。

1 基本方針

本施設は、非常時は「大規模災害時の防災拠点」として、平時は「スポーツ振興の拠点」として多様化する住民のニーズに対応する施設を基本方針とする。

2 計画内容

- (1) 公園名：「山都町運動公園」
- (2) 事業種別：特定地区公園事業
- (3) 公園全体面積：8.7ha（施設全体面積：5.7ha）

3 防災拠点としての役割

大規模災害時の防災拠点として室内外避難所・救援物資の集積場所・救援部隊の活動拠点としての役割を有する。また、災害対策本部である役場庁舎及び福祉避難所である保健福祉センター千寿苑との連携を図り効果的な運用を行う。

4 公園周辺の役割

- (1) 公園全体を防災拠点施設として位置付ける。
- (2) 避難者の駐車場及び災害派遣部隊（自衛隊・警察・消防等）の現地指揮所、駐車場及び宿泊場所
- (3) 災害派遣時の野外入浴施設及び炊出し場所の設置
- (4) マンホールトイレ・耐震性貯水槽、かまどベンチ、防災対応東屋等の設置
- (5) 防災ヘリ等の航空機離発着場所としての運用
- (6) 災害時車中泊場所及び野外避難場所としての運用

5 体育館施設の役割

- (1) 災害時及び予防的避難時に指定避難所としての運用を行う。
- (2) 大規模災害時、指定緊急避難場所等の集約に伴う最終的避難場所として運用する。
- (3) 救援物資集積場所及び配布場所としての運用
- (4) 防災備蓄倉庫の設置(公園避難者分の保管を基準とする。)
- (5) 会議室等の現地対策本部としての活用等

6 今後の検討事項

防災拠点施設整備計画を踏まえ、災害時、防災拠点施設としての役割が可能なよう
に調整する。また、効果的な運用に資するよう検討を継続する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、府内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木及び農林水産施設災害復旧に関する事項

公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

農地、農業施設、林業施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧

事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づく国庫補助を受け復旧を実施する。

1 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法第3条による施設等
- (2) 砂防施設 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設
- (3) 道路 道路法第2条第1項に規定する道路

2 農林水産施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地、田、畑
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものをいう。
 - ア 林地崩壊防止施設
 - イ 林道

第3節 その他の災害復旧に関する事項

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、町において公営住宅を整備する。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1／2が国より補助される。

(3) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、町において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、町立学校にあっては町長が行うものとする。
- (2) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (3) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

- ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。

なお、町が経営する上水道事業及び簡易水道事業以外の水道事業体が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、町の単独事業により復旧を推進するものとする。

(1) 実施機関

上水道事業者及び簡易水道事業者

(2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水管等について伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えとともに、配水タンク等の構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

4 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県に依頼する。
- (2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。
- (3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

第4節 被災者自立支援対策に関する事項

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、見守り、生活支援及び相談対応等の被災者支援を行うものとする。

2 被災者に対する生活相談

町は、被災者の生活相談に対応するため、手引書により必要に応じて生活困窮者自立相談支援窓口において相談支援を行うとともに、専門相談員等を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて被災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して被災者からの相談態勢を速やかに確立するものとする。

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

3 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(令和6年6月12日1700現在)

大規模災害時の部隊活動拠点施設一覧

【 経 緯 】

令和元年度、熊本県からの大規模災害時の部隊活動拠点の指定依頼があり、条件を満たしている町内の部隊活動拠点候補地として6か所を指定したが、その後の調査において、多重使用・地籍の広さ・利便性から令和4年度からに2カ所に修正を行い、令和6年度は、適切な地域が使用できることから追加し、記載の活動拠点を3カ所とする。

※ 中央グラウンドが山都町運動公園に改修されることから、一時的に使用が制限される。

※ 部隊活動とは、自衛隊、消防隊、警察等の災害派遣等の要請により派遣された特別な部隊が災害派遣の行動をいう。

	部隊活動拠点予定地		備 考
0 1	山都町運動公園	大	自衛隊及び消防緊急援助隊等の大規模な部隊の拠点に適している。 ※ ただし、令和6年度中、山都町運動公園の工事完成予定（完成時期令和年度末予定）
0 2	馬見原グラウンド ※そよう病院への負傷者を空輸等する場合は、ヘリポートとしての使用は困難になる。	大	自衛隊及び消防の緊急消防援助隊等の大規模な部隊の拠点に適している。
0 3	旧朝日小グラウンド（体育館施設含む。） ※清和地区唯一の部隊活動拠点であり、校舎は指定避難所である。空輸等する場合は、ヘリポートとしての使用が可能である。	大	自衛隊及び消防の緊急消防援助隊等の大規模な部隊の拠点に適しているが、井無田地区の唯一の場所となる。この際、指定避難所としての機能を有するため、一部使用調整が必要である。
0 4	そよ風パーク ※蘇陽地区唯一の部隊活動拠点として活用（ヘリポート（大型ヘリ対応）、車中泊施設、ホテル等の活用）また、阿蘇火山噴火対応広域避難集合場所等の活用が期待される。	大	自衛隊及び消防の緊急消防援助隊等の大規模な部隊の拠点に適している。特に南海トラフ地震災害時の拠点となるべき施設である。

【令和6年度指定の条件】

- ◇ 部隊が活動できる地積である。
 - ◇ 国道等からのアクセスが容易
 - ◇ 学校施設の場合、学校が閉校している。
 - ◇ ライフラインが使用可能
 - ◇ 第3セクター以外であること
- ※ 0 1 の山都町運動公園については、令和6年度中の完成のことから完成次第、部隊活動拠点施設として追加する。

01 山都町運動公園

01

更新日：2024年4月1日

1 所在地・連絡先

所在地	山都町長原739	
管理者	山都町	

所属	職	氏名
生涯学習課	—	—

平常時	0967-72-0443	生涯学習課直通
緊急①	0967-72-1111	山都町役場代表
緊急②		
緊急③		

2 アクセス

高速路線	IC	一般道	No.
九州中央	山都中島西	町道	仲町長野線

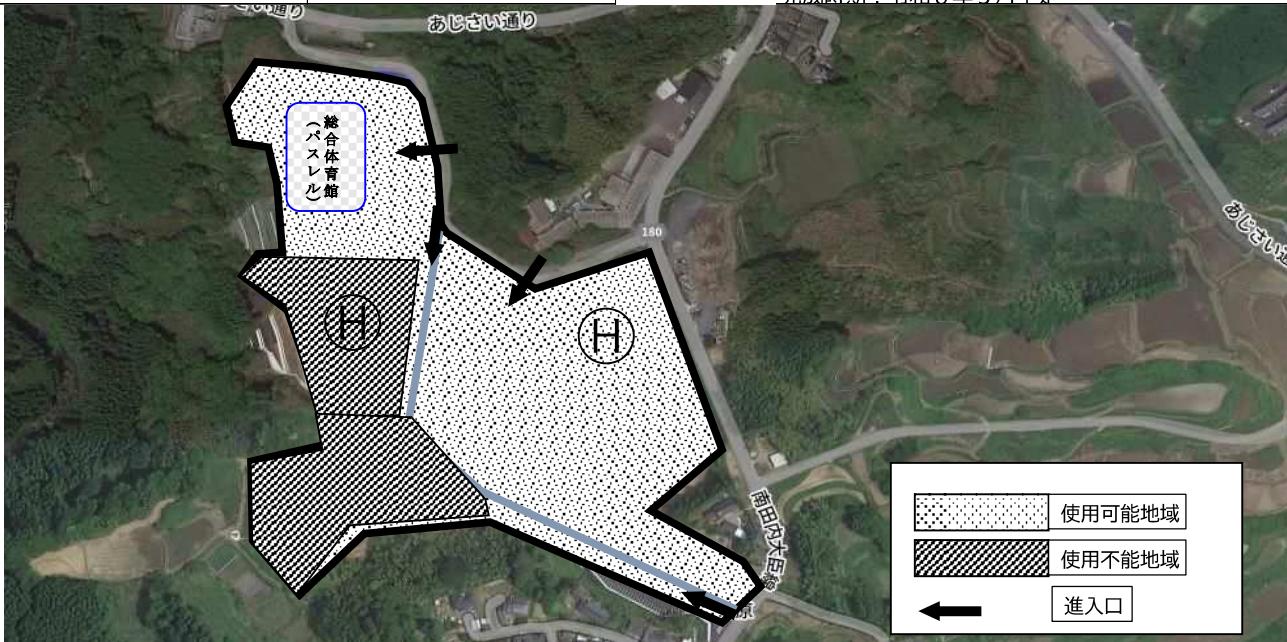
3 敷地・駐車場

全体(ha)	土	建物(ha)	アスファルト
6	22,000	0	1,209
芝生	土の水はけ	建物数	ヘリ適地 (m)
1	良	1	103 × 92

普通車(台)	バス(台)	公道からの最少幅員
200	30	4

4 周辺施設 (m)

市町村役場	ガソリンスタンド	民家
1,050	1,500	15
宿泊施設		指定避難所
通潤山荘	554	山都町総合体育館バスレル 200



山都町運動公園

02 馬見原グラウンド

1 所在地・連絡先

所在地	山都町滝上460	
管理者	山都町	

所属	職	氏名
生涯学習課	—	—

平常時	0967-72-0443	生涯学習課直通
緊急①	0967-72-1111	山都町役場代表
緊急②		
緊急③		

2 アクセス

高速路線	IC	一般道	No.
九州中央	山都中島西	国道	218

3 敷地・駐車場

全体 (m²)	土	建物	アスファルト
15,587	2,036	0	0
芝生	土の水はけ	建物数	ヘリ適地 (m)
8,859	良	0	82 × 86

普通車 (台)	バス (台)	公道からの最少幅員
18	0	5

4 周辺施設 (m)

市町村役場	ガソリンスタンド	民家
5,000	336	5
宿泊施設		指定避難所
そよ風パーク	5,000	馬見原公民館 500



エリア	市町村
県央	山都町

02

更新日：2024年4月1日

5 設備

電気	屋外電源	夜間照明
	×	○
水道	屋外蛇口	受水槽
	○	×
通信	電話回線数	インターネット
	0	×
個室 W.C	男	女
	2	4
		共用
		1

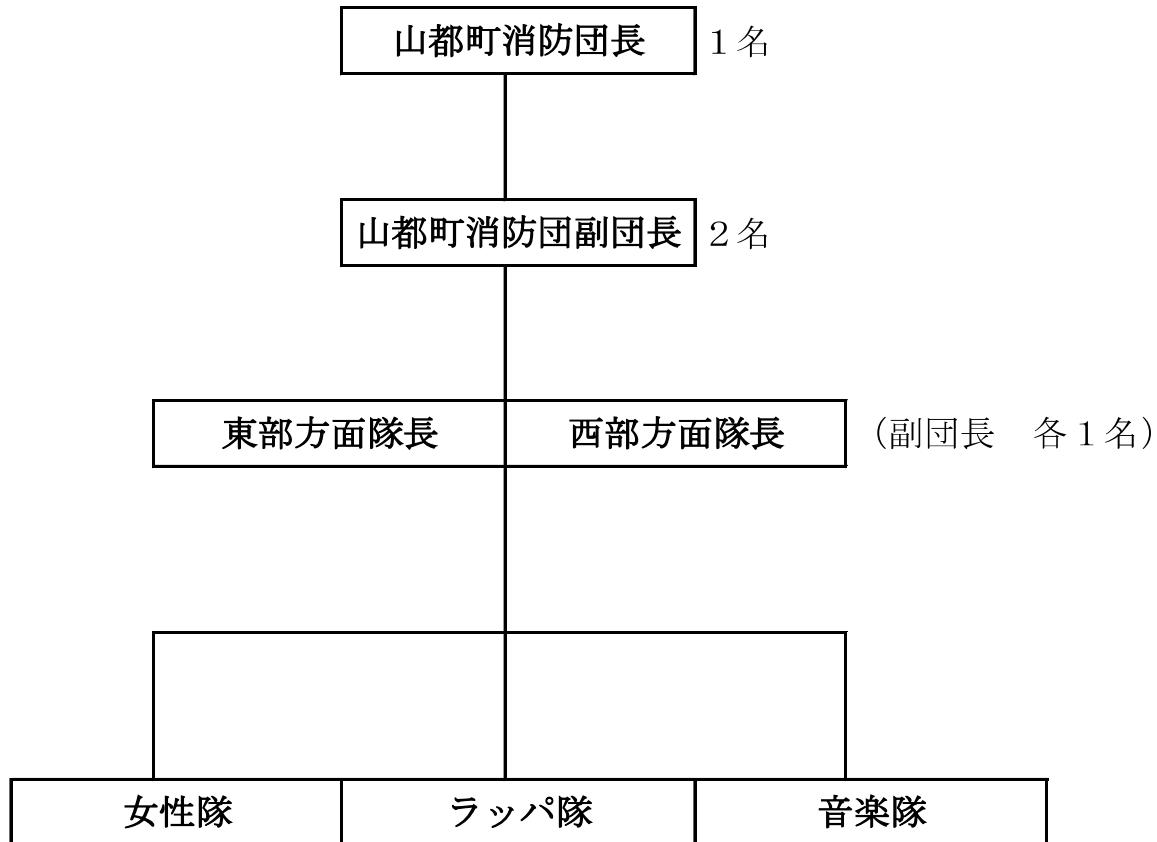
6 熊本地震時の状況

最大避難者数	用途
不明 (確認していない)	車中泊用に開放

7 その他

土砂警戒域 非該当	浸水想定域				
	高潮 非該当	津波 非該当	洪水計画 非該当	洪水最大 非該当	災害時の取り決め
県防災消防ヘリ場外離発着場					
備考					

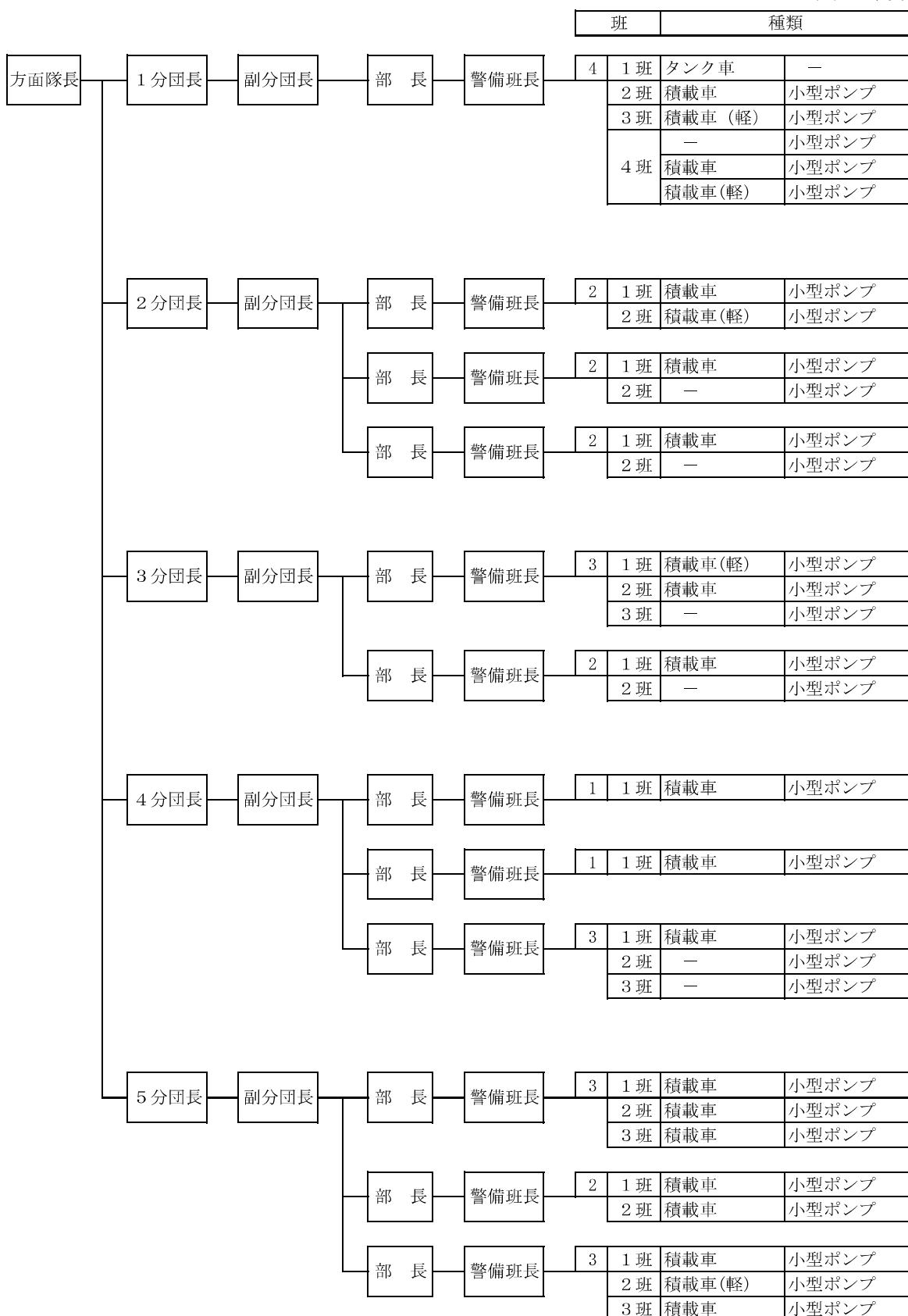
山都町消防団



《 西部方面隊 》

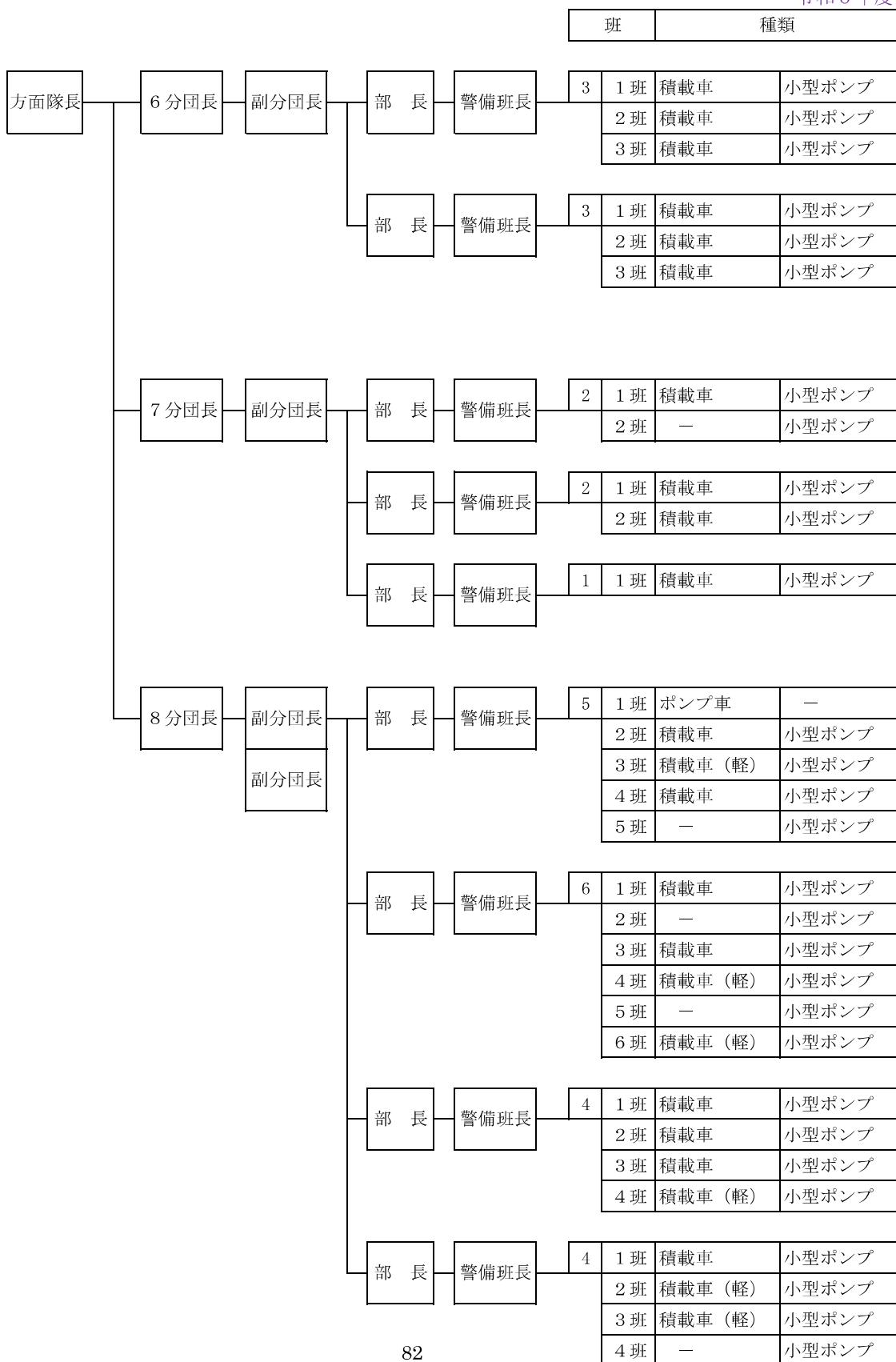
別紙第 2 - 2

令和 6 年度



《 東部方面隊 》

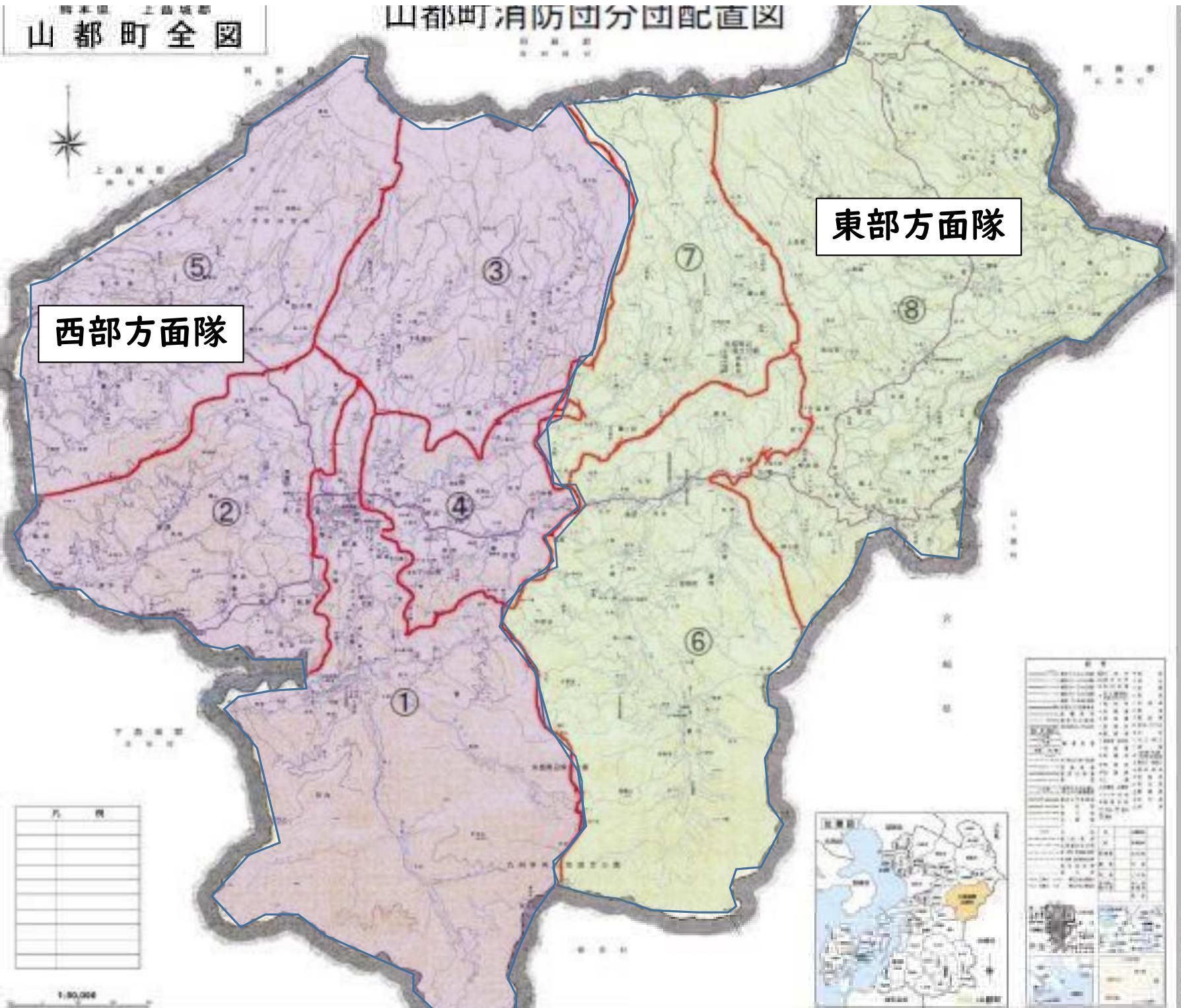
別紙第2-3
令和6年度



日本 地図
上越市
山都町 全図

山都町消防団分団配直図

1/1 小川



山都町消防団出動区域

注 () は、隣接

分団名	部	出動区域
第1分団	1	西部方面隊全域 (4班) 木原谷
第2分団	1	下矢部全域 浜町全域 原 金内 田小野 島木1区
	2	下矢部全域 浜町全域 白糸第3校区
	3	下矢部全域 浜町全域
第3分団	1	名連川全域 入佐 麻山 (※原野火災のみ牛ヶ瀬、大矢)
	2	名連川全域 布田 梅木 入佐 田小野
第4分団	1	御岳全域 浜町市街地 黒川 下名連石 布田
	2	御岳全域 黒川 御所 (仁田尾)
	3	御岳全域 田吉 菅 (平野、仁田尾、小峰 目丸)
第5分団	1	中島全域 杉木 上寺 原 下名連石
	2	中島全域
	3	中島全域
第6分団	1	清和地区全域 (1班) 上川井野 (2・3班) 斗塩 方ヶ野 柳井原
	2	清和地区全域 (1班) 上川井野 成君 鳥原 上菅 白谷 筈石 圏 (3班) 白石 神の前
第7分団	1	清和地区全域 (山造 上差尾)
	2	清和地区全域 (麻山 上川井野) ※原野火災のみ (岩立 稲生野 後迫)
	3	清和地区全域
第8分団	1	蘇陽地区全域 (安方 仏原 仮屋)
	2	蘇陽地区全域 (郷野原 安方 長成)
	3	蘇陽地区全域
	4	蘇陽地区全域

出動参集方法

【火災】

防災行政無線及び防災メール・ライフビジョンで周知するので、上記区域により出動すること。

ただし、火災の規模によっては団長の判断により追加で分団の参集を行う。

【行方不明者捜索】

防災行政無線・防災メール・ライフビジョン及び分団長に周知をする。参集範囲については捜索規模に応じて団長が決定する。

付紙「山都町消防団配置図」

災害時車中泊場所及び一時避難駐車場所

連番	場 所	区 分
1	山都町運動公園	①指定車中泊場所
2	矢部健康福祉センター千寿苑	②指定車中泊場所
3	そよ風パーク（当時の調整による。）	③指定車中泊場所
4	旧白糸第1小学校グラウンド	①一時避難駐車場所
5	旧白糸第2小学校グラウンド	②一時避難駐車場所
6	旧白糸第3小学校グラウンド	③一時避難駐車場所
7	中島小学校グラウンド	④一時避難駐車場所
8	旧下矢部西部小学校グラウンド	⑤一時避難駐車場所
9	御岳グラウンド	⑥一時避難駐車場所
10	清和小グラウンド	⑦一時避難駐車場所
11	旧朝日小グラウンド	⑧一時避難駐車場所
12	馬見原グラウンド	⑨一時避難駐車場所
13	馬見原西部地区交流館駐車場	⑩一時避難駐車場所
14	神の前グラウンド	⑪一時避難駐車場所
15	蘇陽南小学校グラウンド	⑫一時避難駐車場所
16	旧菅尾小学校グラウンド	⑬一時避難駐車場所
17	旧長谷小学校グラウンド	⑭一時避難駐車場所
18	旧東竹原小学校グラウンド	⑮一時避難駐車場所
備考	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 指定車中泊場所 車中泊場所として指定し、避難者の掌握及び支援を実施する場所（長期間） ◇ 一時避難駐車場所 一時的に避難し、安全を確保する場所（短期間） ※ 集約までの間、避難者の掌握及び支援を実施 ◇ 地震等の被害により、一時避難駐車場所を安全が確保できた状況において、一時避難駐車場所を集約し、指定宿泊場所に移動する。 ◇ 指定宿泊場所においての救援物資の配分を考慮し、救援のできる車中泊場所を指定する。 	

避難路一覧

番号	種別	路線番号	路線名
401	〃	594	下矢部西部小通り線
402	〃	552	稻生原下線
403	〃	553	鳥原支線
404	〃	554	新小北線
405	〃	555	上菅北線
406	〃	556	金福寺西線
407	〃	557	下柚木一号線
408	〃	558	下柚木二号線
409	〃	559	万坂中線
410	〃	560	葛原二号線
411	〃	561	上川井野支線
412	〃	562	白小野上線
413	〃	563	白小野橋詰線
414	〃	564	荒加志野南線
415	〃	565	北口上線
416	〃	566	上寺梅ノ木線
417	〃	567	金内宇土線
418	〃	568	黒川水溜線
419	〃	569	片平上線
420	〃	570	西間原線
421	〃	571	片平脇線
422	〃	572	旧会所線
423	〃	573	上司尾下前田線
424	〃	574	寺川団地支線
425	〃	575	山田上線
426	〃	576	山田中央線
427	町道	627	大野二号線
428	〃	628	牧野一号線
429	〃	629	牧野支一号線
430	〃	630	中尾二号線
431	〃	631	市原東支線
432	〃	632	中島東部小西線
433	〃	633	新小西支線
434	〃	634	松尾二号線
435	〃	635	松尾三号線
436	〃	636	モウシギ支線
437	〃	637	犬飼北支線
438	〃	638	橋目線
439	〃	639	水の田尾上支線
440	〃	640	野中支線
441	〃	641	瀬戸支線
442	〃	642	横野支線
443	〃	643	入佐中二号線
444	〃	644	入佐中三号線
445	〃	645	入佐中四号線
446	〃	646	下畠支線
447	〃	647	日暮崎支線
448	〃	648	上司尾下二号線
449	〃	649	上司尾下三号線
450	〃	650	田所中線

番号	種別	路線番号	路線名
451	〃	651	入佐上支線
452	〃	602	男成上線
453	〃	603	屋敷中線
454	〃	604	浦田通り線
455	〃	605	大星二号線
456	〃	606	杉木下線
457	〃	607	南田支五号線
458	〃	608	南原線
459	〃	609	名ヶ二号線
460	〃	610	名ヶ三号線
461	〃	611	荒谷支線
462	〃	612	高須一号線
463	〃	613	高須二号線
464	〃	614	北川内二号線
465	〃	615	北川内三号線
466	〃	616	小藏二号線
467	〃	617	五つ谷支線
468	〃	618	相藤寺西線
469	〃	619	青石支線
470	〃	620	鶴ヶ淵支線
471	〃	621	上菅二号線
472	〃	622	漆原支線
473	〃	623	芦屋田線
474	〃	624	長野一号線
475	〃	625	長野二号線
476	〃	626	大野一号線
477	町道	678	市原屋敷下線
478	〃	679	市原浜ノ田線
479	〃	680	万坂峠線
480	〃	681	布田下村線
481	〃	682	梅木中線
482	〃	683	瀬峰中線
483	〃	684	上川井野岩立線
484	〃	685	上川井野本線
485	〃	687	千滝団地線
486	〃	688	上司尾団地線
487	〃	689	笈石下線
488	〃	690	上菅中線
489	〃	691	千滝筒井の迫線
490	〃	692	山中市原線
491	〃	693	津留支線
492	〃	694	柿原川内支線
493	〃	695	西大矢線
494	〃	696	上寺河原田線
495	〃	697	仲町団地一号線
496	〃	698	仲町団地二号線
497	〃	699	仲町団地三号線
498	〃	700	仲町団地四号線
499	〃	701	入佐城平線
500	〃	702	境の谷線

避難路一覧

番号	種別	路線番号	路線名
501	〃	703	杉の鶴稻生野線
501	〃	660	上池尻線
502	〃	661	寺の前上線
503	〃	662	寺の前下線
504	〃	663	荒谷川井野線
505	〃	664	下馬尾村の後線
506	〃	665	田小野下前田線
507	〃	666	於村線
508	〃	667	白木谷線
509	〃	668	樺木二号線
510	〃	669	樺木三号線
511	〃	670	瀬戸牧野線
512	〃	671	猿渡囲線
513	〃	672	大石尾線
514	〃	673	杉木田小野支線
515	〃	674	笈石中線
516	〃	675	上寺駄鶴線
517	〃	676	牧野谷山線
518	〃	677	市原屋敷上線
519	町道	731	橋目 1 号線
520	〃	732	上司尾団地 2 号線
521	〃	733	川内支線
522	〃	734	千滝舞鶴支線
523	〃	735	白石中線
524	〃	736	柚木中線
525	〃	737	千滝舞鶴 1 号線
526	〃	738	北川内丸田線
527	〃	739	見晴山西線
528	〃	740	小牟田線
529	〃	741	上司尾線
530	〃	742	菅松出線
531	〃	743	猿渡横道下線
532	〃	744	大野 3 号線
533	〃	745	芦屋田原線
534	〃	746	旧会所通り支線
535	〃	747	木鷺野 2 号線
536	〃	748	山神山支線
537	〃	749	大星線
538	〃	750	下鶴 2 号線
539	〃	751	演習場入口線
540	〃	752	元御所小学校前線
541	〃	753	金内菅原神社裏通線
542	〃	754	牧野白小野線
543	〃	755	上犬の馬場本坪線
544	〃	756	山中線
545	〃	757	川口高千穂野線
546	〃	758	滝下内の口線
547	〃	759	大川仏原線
548	〃	760	米の鶴伊良野原線
549	〃	761	井無田川口線

番号	種別	路線番号	路線名
551	〃	762	原尾野貸上線
552	〃	711	染野支線
553	〃	712	麻山御所線
554	〃	713	小司原線
555	〃	715	中の原線
556	〃	716	高塚線
557	〃	717	丸山公園線
558	〃	718	鍛冶床 1 号線
559	〃	719	鍛冶床 2 号線
560	〃	720	西谷線
561	〃	721	西谷支線
562	〃	722	稻生野支線
563	〃	723	七ツ谷線
564	〃	724	稻生野上線
565	〃	725	御所支線
566	〃	726	桑崎線
567	〃	728	下馬尾線
568	〃	729	白石長迫線
569	〃	730	京の上ろう線
570	町道	781	鼠骨線
571	〃	782	水ノ口線
572	〃	784	尾野尻線
573	〃	785	足田園線
574	〃	786	伊良野原線
575	〃	787	緑川ダム線
576	〃	788	後谷線
577	〃	789	仁田尾鶴底線
578	〃	790	田代線
579	〃	791	向谷線
580	〃	792	上以後小幡線
581	〃	793	貫原河鶴線
582	〃	794	須原栎原線
583	〃	795	高須小峰線
584	〃	796	岩下線
585	〃	797	南線
586	〃	798	米生虎御前線
587	〃	799	黒峰線
588	〃	800	原尻川口線
589	〃	801	舟ノ戸線
590	〃	802	年根線
591	〃	803	仮屋尾立尾線
592	〃	804	尾次線
593	〃	805	大川米生線
594	〃	806	須原高須線
595	〃	807	虎御前仮屋線
596	〃	808	鎌野線
597	〃	809	栎原尾野尻線
598	〃	810	川の口場貫線
599	〃	811	小峰虎御前線
600	〃	812	原尾野原尻線

避難路一覧

番号	種別	路線番号	路線名
601	〃	813	立空線
602	〃	769	六地蔵上組線
603	〃	770	天神橋線
604	〃	771	須原開田線
605	〃	772	柄原猪尾線
606	〃	773	元小峰線
607	〃	774	前鶴線
608	〃	775	高尾の前線
609	〃	776	市の原虎御前線
610	〃	777	赤谷線
611	〃	778	大川神社線
612	〃	779	原口線
613	〃	780	村営グラウンド線
614	町道	832	郷野原大矢線
615	〃	833	平野線
616	〃	834	猪尾線
617	〃	836	法連寺線
618	〃	837	鉢冠園田線
619	〃	838	米生須原線
620	〃	839	舞岳線
621	〃	840	井無田米の鶴線
622	〃	841	井無田堤防線
623	〃	842	郷野原仮又線
624	〃	843	高月本村線
625	〃	844	木原谷後迫線
626	〃	845	小迫六本松線
627	〃	846	須原新住宅線
628	〃	847	鎌野牧線
629	〃	848	相六山中線
630	〃	849	平田尾村線
631	〃	850	越尾尾次線
632	〃	851	堂の前線
633	〃	852	須の子赤木線
634	〃	853	田代勝負線
635	〃	854	牛ヶ瀬日名田線
636	〃	855	井無田二俣線
637	〃	856	井無田牧郷野原線
638	〃	857	原尾野貸上線
639	〃	858	大川八窪線
640	〃	859	山中二又線
641	〃	860	宇土線
642	〃	861	墓の本線
643	〃	862	中道線
644	〃	863	木明寺線
645	〃	864	須原日ヶ暮線
646	〃	865	足田園天満宮線
647	〃	866	岩下南線
648	〃	867	尾野尻立迫線
649	〃	868	檜原線
650	〃	869	下山論地線

番号	種別	路線番号	路線名
651	〃	870	宿の谷春山線
652	〃	820	木原谷鳥原線
653	〃	821	北向原線
654	〃	822	滝下尾ヶ分線
655	〃	823	滝下舞岳線
656	〃	824	滝下栗藤線
657	〃	825	下鶴線
658	〃	826	前谷線
659	〃	827	木原谷汗見線
660	〃	828	湯鶴葉線
661	〃	829	薬師堂線
662	〃	830	安方長成線
663	〃	831	仮屋水溜線
664	町道	885	萩原線
665	〃	886	古町
666	〃	887	倉津場線
667	〃	888	牧の口線
668	〃	889	目串線
669	〃	891	下山口線
670	〃	892	大正町線
671	〃	893	松葉線
672	〃	894	下北原線
673	〃	895	日影線
674	〃	896	中の原線
675	〃	897	中尾線
676	〃	898	宮の前線
677	〃	900	火の口線
678	〃	901	文字ヶ崎線
679	〃	905	伊義名線
680	〃	906	方ヶ野柳井原線
681	〃	907	火の口神の前線
682	〃	908	瀬越線
683	〃	909	三越線
684	〃	910	尾立野線
685	〃	911	中鶴線
686	〃	912	西の内線
687	〃	913	舟の口線
688	〃	914	長崎支線
689	〃	915	下鶴線
690	〃	916	乙の口線
691	〃	917	栗山支線
692	〃	918	大野谷線
693	〃	919	岩尾野鏡山線
694	〃	920	野中線
695	〃	921	大迫米山線
696	〃	922	大久保高塚線
697	〃	923	菅尾米山線
698	〃	924	八矢線
699	〃	926	菅尾線
700	〃	927	花寺線

避難路一覧

番号	種別	路線番号	路線名
701	〃	928	神働線
702	〃	879	庄屋畠線
703	〃	880	方ヶ野白石線
704	〃	881	方ヶ野仮屋線
705	〃	882	方ヶ野神の前線
706	〃	884	七ツ迫線
707	町道	942	花立大見口線
708	〃	943	大見口宇谷線
709	〃	945	溜渕玉目線
710	〃	946	橘下山線
711	〃	947	伊勢柳線
712	〃	948	柳野原線
713	〃	949	二瀬本倉木山線
714	〃	950	倉木山通山線
715	〃	951	梼山下山線
716	〃	952	下塩出二津留線
717	〃	953	二津留百枝線
718	〃	954	玉目岩下線
719	〃	957	目細倉木山線
720	〃	955	大久保元柏線
721	〃	956	梼山菅山線
722	〃	958	梼山吐の瀬線
723	〃	959	柳柳谷線
724	〃	960	旅草野原線
725	〃	963	猿丸柳谷線
726	〃	964	丸小野一本松線
727	〃	965	丸小野線
728	〃	967	百枝岩下線
729	〃	969	稻生一本木線
730	〃	970	溜渕道長線
731	〃	971	二瀬本伊野線
732	〃	972	才原花上線
733	〃	973	高畑柳線
734	〃	974	百枝春山線
735	〃	975	柏中線
736	〃	976	越戸線
737	〃	977	下白線
738	〃	978	宇谷積所線
739	〃	979	旅草梶原線
740	〃	981	旅草高辻線
741	〃	982	赤立川走線
742	〃	983	東竹原川走線
743	〃	984	野原梶原線
744	〃	985	柳谷角屋線
745	〃	986	高見八木線
746	〃	987	宮の後1線
747	〃	989	宮の後3線
748	〃	990	寺尾線
749	〃	991	河池谷1線
750	〃	992	河池谷2線

番号	種別	路線番号	路線名
751	〃	993	倉津和線
752	〃	937	上塩出線
753	〃	938	大見口平田線
754	〃	939	上差尾大見口線
755	〃	940	上差尾岩下線
756	〃	941	二津留大見口線
757	町道	999	中道線
758	〃	1000	古米戸谷線
759	〃	1001	東下鶴線
760	〃	1002	井野溜淵線
761	〃	1003	溜淵支線
762	〃	1004	今滝下土戸滝下線
763	〃	1005	斗塩菅尾線
764	〃	1006	松葉谷前鶴線
765	〃	1007	今神の木線
766	〃	1008	八矢花立線
767	〃	1009	京塚線
768	〃	1010	ビワ首坂の上線
769	〃	1011	高仏線
770	〃	1012	岩尾鶴線
771	〃	1013	南原線
772	〃	1014	道長線
773	〃	1015	峠線
774	〃	1016	加勢群線
775	〃	1017	埋立高森線
776	〃	1018	長谷線
777	〃	1019	二瀬本長谷線
778	〃	1020	大迫線
779	〃	1021	下塩出牧野線
780	〃	1022	才原上ヶ線
781	〃	1023	埋立柳線
782	〃	1024	柳井原線
783	〃	1026	長谷伊勢線
784	〃	1031	小鶴一本木線
785	〃	1032	梶原線
786	〃	1033	柳谷線
787	〃	1034	平田岳矢線
788	〃	1035	上川井野貫原線
789	〃	1036	貫原石仏線
790	〃	1037	長成牧野線
791	〃	1038	長田山中線
792	〃	1039	北川内今村線
793	〃	1040	荒加志野北線
794	〃	1041	目丸寺迫線
795	〃	1042	北中島小鶴線
796	〃	1043	北中島長谷線
797	〃	1044	北中島山中1号線
798	〃	1045	北中島山中2号線
799	〃	1046	北中島下鶴線
800	〃	1047	南田西間原2号線

避難路一覧

番号	種別	路線番号	路線名
801	〃	1048	南田原の前線
802	〃	1065	柿木迫線
803	〃	1066	中鶴1号線
804	〃	1067	中鶴2号線
805	〃	1068	中鶴3号線
806	〃	1069	川中鶴線
807	〃	1070	古園線
808	〃	1071	牧野住宅線
809	〃	1072	川向二津留線
810	〃	1073	上ノ原線
811	〃	1074	塔ノ上線
812	〃	1076	下村線
813	〃	1077	畠ノ地線
814	〃	1078	杉木後谷線
815	〃	1079	城ノ平線
816	〃	16	文字ヶ崎安方線
817	〃	146	上差尾線
818	〃	147	高畑線
819	〃	148	下塙出大迫線
820	〃	1082	大野城平線
821	〃	1083	上寺下前田線
822	〃	1084	仲町団地線
823	〃	1085	下市西支線
824	〃	1086	小ヶ藏3号線
825	〃	1087	内大臣区吊り橋線
826	〃	1088	八窪線
827	〃	1089	下平野線
828	〃	1090	仮屋米生線
829	〃	1091	郷野原山造線
830	〃	1092	赤立線
831	〃	1093	赤立高畑線
832	〃	1094	年称線
833	〃	1095	鬼の門線
834	〃	1096	稻生1号線
835	〃	1097	稻生2号線
836	〃	1098	稻生3号線
837	〃	1099	稻生4号線
838	〃	1100	稻生5号線
839	〃	1101	道長2号線
840	〃	1102	道長3号線
841	〃	1103	大迫支線
842	〃	1104	茶屋ノ本線
843	〃	1105	塩原柳井原線
844	〃	1106	仏原柳井原線
845	〃	15	金内中央線
846	〃	17	大久保下塙出線
847	〃	1107	大多良甲間線
848	〃	1108	島木万谷線
849	〃	1109	大川前堂線
850	〃	1110	大川保育園線

番号	種別	路線番号	路線名
851	〃	1111	和の杜団地1号線
852	〃	1112	和の杜団地2号線
853	〃	1113	越尾線
854	〃	1114	梶原宮松線
855	〃	1115	旅草南園線
856	〃	1116	向線
857	〃	1117	八十谷線
858	〃	1118	倉木山線
859	〃	1119	下山1号線
860	〃	1120	下山2号線
861	〃	1121	下山3号線
862	〃	1122	下山4号線
863	〃	1123	橘菅迫線
864	〃	1124	内村線
865	〃	1125	花寺内線
866	〃	1126	中神働線
867	〃	1127	中神働鍛治平線
868	〃	1128	下神働線
869	〃	1129	下神働米山線
870	〃	1130	下神働前平線
871	〃	1131	下神働長迫線
872	〃	1132	下神働中迫線
873	〃	1133	今猫渕線
874	〃	1134	今中園線
875	〃	1135	今南線
876	〃	1136	大久保団地線
877	〃	1137	鉄ヶ原線
878	〃	1138	神の前1号線
879	〃	1139	神の前2号線
880	〃	1140	神の前3号線
881	〃	1141	神の前4号線
882	〃	1142	金福寺線
883	〃	1143	黒谷川線
884	〃	18	大川大矢線
885	〃	1144	栗林線
886	〃	149	大川辛木川線
887	〃	1145	鶴松葉線
888	〃	1146	向谷2号線
889	〃	19	文字ヶ崎神の前線
890	〃	1147	松ノ元線
891	〃	1148	白万谷線
892	〃	1149	白石石場野線
893	〃	1150	川鶴団地線
894	〃	1201	下塙出迫線
895	〃	1047	南田西間原2号線
896	〃	1048	南田原の前線
897	〃	1049	城平脇線
898	〃	1050	上仏原高月線
899	〃	1051	小中竹櫓原線
900	〃	1052	光円寺柄原線

避難路一覧

番号	種別	路線番号	路線名
901	〃	1053	表田線
902	町道	1055	一里木線
903	〃	1056	志賀来見線
904	〃	1057	今中神働線
905	〃	1058	橋宗旨ヶ鶴線
906	〃	1060	土戸1号線
907	〃	1061	土戸2号線
908	〃	1063	北川内4号線
909	〃	1064	橋椎屋線
910	〃	1065	柿木迫線
911	〃	1066	中鶴1号線
912	〃	1067	中鶴2号線
913	〃	1068	中鶴3号線
914	〃	1069	川中鶴線
915	〃	1070	古園線
916	〃	1071	牧野住宅線
917	〃	1072	川向二津留線
918	〃	1073	上ノ原線
919	〃	1074	塔ノ上線
920	〃	1076	下村線
921	〃	1077	畠ノ地線
922	〃	1078	杉木後谷線
923	〃	1079	城ノ平線
924	〃	16	文字ヶ崎安方線
925	〃	146	上差尾線
926	〃	147	高畑線
927	〃	148	下塩出大迫線
928	〃	1082	大野城平線
929	〃	1083	上寺下前田線
930	〃	1084	仲町団地線
931	〃	1085	下市西支線
932	〃	1086	小ヶ藏3号線
933	〃	1087	内大臣区吊り橋線
934	〃	1088	八窪線
935	〃	1089	下平野線
936	〃	1090	仮屋米生線
937	〃	1091	郷野原山造線
938	〃	1092	赤立線
939	〃	1093	赤立高畑線
940	〃	1094	年称線
941	〃	1095	鬼の門線
942	〃	1096	稻生1号線
943	〃	1097	稻生2号線
944	〃	1098	稻生3号線
945	〃	1099	稻生4号線
946	〃	1100	稻生5号線
947	〃	1101	道長2号線
948	〃	1102	道長3号線
949	〃	1103	大迫支線
950	〃	1104	茶屋ノ本線

番号	種別	路線番号	路線名
951	〃	1105	塩原柳井原線
952	〃	1106	仏原柳井原線
953	〃	15	金内中央線
954	〃	17	大久保下塩出線
955	〃	1107	大多良甲間線
956	〃	1108	島木万谷線
957	〃	1109	大川前堂線
958	〃	1110	大川保育園線
959	〃	1111	和の杜団地1号線
960	〃	1112	和の杜団地2号線
961	〃	1113	越尾線
962	〃	1114	梶原宮松線
963	〃	1115	旅草南園線
964	〃	1116	向線
965	〃	1117	八十谷線
966	〃	1118	倉木山線
967	〃	1119	下山1号線
968	〃	1120	下山2号線
969	〃	1121	下山3号線
970	〃	1122	下山4号線
971	〃	1123	橋菅迫線
972	〃	1124	内村線
973	〃	1125	花寺内線
974	〃	1126	中神働線
975	〃	1127	中神働鍛冶平線
976	〃	1128	下神働線
977	〃	1129	下神働米山線
978	〃	1130	下神働前平線
979	〃	1131	下神働長迫線
980	〃	1132	下神働中迫線
981	〃	1133	今猫渕線
982	〃	1134	今中園線
983	〃	1135	今南線
984	〃	1136	大久保団地線
985	〃	1137	鉄ヶ原線
986	〃	1138	神の前1号線
987	〃	1139	神の前2号線
988	〃	1140	神の前3号線
989	〃	1141	神の前4号線
990	〃	1142	金福寺線
991	〃	1143	黒谷川線
992	〃	18	大川大矢線
993	〃	1144	栗林線
994	〃	149	大川辛木川線
995	〃	1145	鶴松葉線
996	〃	1146	向谷2号線
997	〃	19	文字ヶ崎神の前線
998	〃	1147	松ノ元線
999	〃	1148	白万谷線
1000	〃	1149	白石石場野線

避難路一覧

番号	種別	路線番号	路線名
1001	〃	1150	川鶴団地線
1002	〃	150	古園一里木線
1003	〃	1151	加勢群線
1004	〃	1152	天神森線
1005	〃	1153	古園支線
1006	〃	1154	一里木新原線
1007	〃	1155	茶屋ノ本北線
1008	〃	151	椎屋樺山線
1009	〃	1156	椎屋下神衝線
1010	〃	1157	椎屋線
1011	〃	1158	椎屋2号線
1012	〃	1159	椎屋3号線
1013	〃	1160	大見口西線
1014	〃	1161	高辻前線
1015	〃	1162	山中於群線
1016	〃	1163	小川杉の鶴線
1017	〃	1164	貫原高山線
1018	〃	1165	須刈台線
1019	〃	1166	鶴ノ戸線
1020	〃	1167	中神衝中央線
1021	〃	1168	下白支線
1022	〃	1169	蘇陽病院線
1023	〃	20	城平新町線
1024	〃	1170	瀬貝西支線
1025	〃	1171	堂ノ迫線
1026	〃	1172	野添線

番号	種別	路線番号	路線名
1027	〃	1173	森線
1028	〃	1175	鎌野1号線
1029	〃	1176	鎌野2号線
1030	〃	1177	神ノ前小原線
1031	〃	1178	塩出迫線
1032	〃	1179	今滝下米山滝下線
1033	〃	1174	桑鶴線
1034	〃	1180	布田前上津原線
1035	〃	1181	高畠大迫線
1036	〃	1182	今中尾線
1037	〃	1183	坂の上線
1038	〃	1184	花立大見口支線
1039	〃	1185	大野宮ノ後線
1040	〃	1186	妙見支線
1041	〃	1187	面田線
1042	〃	1188	橋詰線
1043	〃	1190	片平脇2号線
1044	〃	1193	長原後谷線
1045	〃	1194	天神原線
1046	〃	1195	旧会所支線
1047	〃	1196	下須鶴ノ原線
1048	〃	1197	高尾前古閑線
1049	〃	1198	土戸舟迫線
1050	〃	1199	笠渡松葉原線
1051	〃	1200	すもぐり線
1052	〃	1201	下塩出迫線

指定緊急避難場所一覧

ON	地区名	施設名	住 所	収容人數 1人/4m ²
1	矢部地区	中島体育館	北中島2536	150
2	矢部地区	中島東部体育館	金内188	125
3	矢部地区	田小野コミュニティ供用施設	田小野327－1	25
4	矢部地区	原コミュニティ施設	原304	25
5	矢部地区	島木改善センター	島木2391－2	25
6	矢部地区	中島西部地区ふれあいセンター	北中島688	15
7	矢部地区	中島西部体育館	北中島1717	125
8	矢部地区	下矢部西部体育館	猿渡1850	125
9	矢部地区	下矢部西部改善センター	猿渡4799－1	50
10	矢部地区	下矢部東部体育館	白小野168	125
11	矢部地区	牧野公民館	牧野1793－1	15
12	矢部地区	藤木公民館	藤木810－2	15
13	矢部地区	北浜館	杉木472－1	25
14	矢部地区	矢部高校第2体育館	城平954	50
15	矢部地区	矢部中学校体育館（中央公民館の代替え）	城平527	150
16	矢部地区	矢部小学校体育館	下馬尾17	150
17	矢部地区	中央公民館（2F・3F）	下市33－1	50
18	矢部地区	矢部保健福祉センター千寿苑	千滝232	100
19	矢部地区	人権センター	浜町30－1	50
20	矢部地区	はるか保育園	上寺1993－1	15
21	矢部地区	白糸第1体育館	新小886	100
22	矢部地区	旧白糸保育園	新小851	25
23	矢部地区	新藤公民館	新小589－1	15
24	矢部地区	旧白糸第2小学校（体育館含む）	菅2287	200
25	矢部地区	旧白糸第3小学校（体育館含む）	目丸2472	200
26	矢部地区	津留公民館	津留1024－2	15
27	矢部地区	下名連石老人憩いの家	下名連石463－1	15
28	矢部地区	稻生野公民館	御所1486	15
29	矢部地区	J Aかみましき名連川支所	黒川564－5	25
30	矢部地区	皆和	男成1252－3	25
31	矢部地区	下川井野公民館	下川井野1286	15
32	矢部地区	川内公民館	川野1751－1	15
33	矢部地区	潤徳小学校体育館	入佐264	100
34	矢部地区	山都町総合運動体育館（パスレル）	千滝270	200
35	矢部地区	野尻公民館	野尻741	15
36	清和地区	井無田公民館	井無田1385－3	15
37	清和地区	旧朝日小学校（体育館含む）	井無田1144	200
38	清和地区	小峰体育館	小峰1385	125
39	清和地区	清和支所	大平385	75
40	清和地区	米生多目的集会場	米生888－3	30

41	清和地区	清和山村基幹集落センター	大平306-1	75
42	清和地区	高松高齢者生産センター	市の原313-2	50
43	清和地区	安方婦人若者等活動促進施設	安方171	25
44	清和地区	ふれあいセンター原野郷	郷野原1451	20
45	清和地区	西緑川多目的集会所	緑川3214	25
46	清和地区	清流館	緑川1047	50
47	清和地区	木原谷体育館	木原谷355	75
48	蘇陽地区	上差尾地区交流館	上差尾1028-1	25
49	蘇陽地区	百枝集落センター	上差尾273-2	25
50	蘇陽地区	菅尾コミュニティセンター	菅尾980	25
51	蘇陽地区	菅尾老人福祉センター	菅尾147-1	25
52	蘇陽地区	蘇陽支所	今500	125
53	蘇陽地区	馬見原西部地区交流館	大野347	50
54	蘇陽地区	馬見原公民館	馬見原218	75
55	蘇陽地区	蘇陽南小学校体育館	馬見原165	125
56	蘇陽地区	長崎地区交流館	長崎706-5	25
57	蘇陽地区	長谷地区交流館	長谷678-1	25
58	蘇陽地区	二瀬本コミュニティセンター	二瀬本27	25
59	蘇陽地区	花上多目的集会所	花上842	25
60	蘇陽地区	橘地区交流館	橘135-2	15
61	蘇陽地区	下山公民館	下山447-4	15
62	蘇陽地区	猿丸公民館	柳272-7	25
63	蘇陽地区	東竹原老人憩いの家	東竹原285-1	25
64	蘇陽地区	高辻地区集会所	高辻564-2	15

○ 新体育館(名称:「パスレル」)建設に伴い、指定避難所に指定をし、矢部保健福祉センター千寿苑を指定避難所及び福祉避難所から福祉避難所として指定する。

○ 新体育館の建設及び昨年度の豪雨災害対応及び実績から指定緊急避難場所61カ所から63カ所とし、指定避難所15カ所から16カ所とする。

山都町防災計画に基づく【指定避難所一覧】

ON	地区名	施設名	住 所	収容人数 1人/4m ²
1	矢部地区	中島体育館	北中島 2 5 3 6	150
2		下矢部西部改善センター	猿渡 4 7 9 9 - 1	25
3		下矢部東部体育館	白小野 1 6 8	125
4		矢部保健福祉センター千寿苑	千滝 2 3 2	100
5		中央公民館	下市 3 3 - 1	50
6		矢部中学校体育館	城平 5 2 7	150
7		白糸第1体育館	新小 8 8 6	100
8		旧白糸第2小学校（体育館含む）	菅 2 2 8 7	200
9		旧白糸第3小学校（体育館含む）	目丸 2 4 2 7	200
10		下名連石老人憩いの家	下名連石 4 6 3 - 1	15
11		J A かみましき名連川支所	黒川 5 6 4 - 5	25
12		山都町総合体育館（パスレル）	千滝 2 7 1	200
13		御岳中央地区コミュニティー施設皆和	男成 1 2 5 2 - 3	25
14	清和地区	清和支所	大平 3 8 5	75
15		旧朝日小学校（体育館含む）	井無田 1 1 4 4	200
16	蘇陽地区	蘇陽支所	今 5 0 0	125
17		馬見原公民館	馬見原 2 1 8	75

○ 令和4年度、感染症対応等として、清和山村基幹集落センターを指定し、必要により清和保健センターを特別福祉避難所として開設する。また新たに指定緊急避難場所である中央公民館及び朝日小学校（体育館含む）を指定避難所として指定を行った。

○ 令和6年度山都町総合体育館パスレルを指定避難所として指定し、避難者の多くを受け入れるよう指定した。また、役場職員の配置及び体育館職員との連携を図り、効果的な避難所運営を行う。併せて、指定避難所・集約する場合の拠点・部隊活動拠点等の機能としても、今後山都町運動公園の整備の進捗に従い機能を向上させる。